基本計画 第2章 「人」豊かで温かな心を 育む郷づくり



ーひと、文化ー

第1節 住民参画社会の構築

第2節 人権尊重の推進

第3節 生涯学習の推進

第4節 青少年の健全育成の推進

第5節 スポーツと文化の振興

第6節 コミュニティの推進

第1節 住民参画社会の構築

1 住民自らの地域づくりの推進

現状と課題

- ○地方分権の推進は、住民自治の拡充を目指すものであることから、住民に 身近な行政サービスを受け持つ自治体においては、これまで以上に住民 ニーズを的確に把握し、迅速に村づくりに反映していくことが求められて います。
- ○本村においては、議会や各種委員会・地元での懇談会等できる限り住民意 向を汲みながら進めていますが、より一層の村民参加の推進とともに、村 民の価値観の多様化に即した新しい手法が求められています。また、財政 状況が厳しくなるに従い、施策の取捨選択や実施方法について、一層の住 民理解や参加が必要となっています。
- ○自治組織については、「区」が相当の機能を果たしており、道路の維持管理やコミュニティの推進を中心に、村政運営に欠かせない存在となっています。
- ○広報活動については、「広報とよおか」「議会だより」「公民館報」「有線放送」「ケーブルテレビ (CATV)」を中心に年々充実させています。また、 広聴活動の中心となる村政懇談会を年1回開催していますが、出席者は 250人前後で少ない状況です。
- ○情報公開制度については、公文書公開条例・個人情報保護条例を制定・施 行しました。公文書公開条例については、公開の申請件数は少なく十分に 活用されているとはいえません。
- ○今後の地域づくりは村民の知恵と力をいかに活用するかにかかっています。 そのためには、村民一人ひとりがむらづくりの担い手として主体的に地域 づくりに参加することが必要となっています。村民と行政が連携して住み よい村を築いていけるよう、施策形成過程に住民が参加する機会の拡充や 広報広聴活動の充実に努めるとともに、行政情報の共有化を図る情報公開 制度の活用が求められています。

施策の体系



(1) 村民参画の充実

- ①村民参画の推進
- ・諸事業の企画・計画立案段階から可能な限り村民の参画を推進します。
- ②自主的な活動の支援
- ・村民自らの地域づくり活動を充実していくための支援・必要な施策等を 検討します。
- ・区をはじめとする自治組織の再編も検討しつつ、一層の体制強化を図り、 村民自らの地域づくりを支援・推進します。
- ③村民参画の体制づくり
- ・あらゆる分野のボランティアグループやNPO法人への支援を図ると共 に、新規グループや新規法人の立ち上げを促進します。

(2) 広報・広聴活動の充実

- ①広報活動の充実
- ・行政への住民参加を促すため、施策の推進状況を的確に伝えられるよう、 更に情報提供の充実を図ります。
- ②広聴活動の充実
- ・村政に関する意見・提案・要望を的確に把握し、施策に反映させるため、 村政懇談会などの広聴活動の充実を図ります。

(3)情報公開の推進

- ①情報公開制度の充実
- ・情報公開制度については、利用者の利便を考慮し、インターネット等、 新たな通信手段も利用した積極的な開示に努め、制度の活用を図ります。

村民の協力と役割

○地域づくりに主体的に参加しましょう。

■NPO

Nonprofit Organization 「営利を目的としない民間 組織」の総称で、その活動 は福祉、環境、文化などあ らゆる分野に及ぶ。

2 男女共同参画社会の推進

現状と課題

- ○女性のライフスタイルの変化や雇用機会の拡大等が進む中で、女性自身の 意識も変わりつつあり、本村においても、地域における様々な活動に多く の女性が参加しており、高齢者とともに地域活動の主要な担い手となって います。また、文化・レクリエーション活動など余暇活動への女性の参加 も進んでいます。
- ○しかしながら、社会の多くの面で、いまだに固定的な性別役割分担意識や 女性の能力や適性についての偏見が根強く残っており、女性の主体的な活動の妨げとなっています。
- ○平成11年6月に男女共同参画社会基本法が公布施行され、これからの21世 紀の日本社会の重要な課題が明示されました。これは本村にとっても重要 な課題であり、人権問題と表裏一体の関係で取り組んでいかなくてはなら ない問題です。
- ○今後は、男女が対等な社会の構成員として、共に責任を分かち合いながら、 あらゆる活動に参画する機会が確保された男女共同参画社会を実現するため、意識の啓発や環境づくりが課題となっています。

施策の体系

男女共同参画社会の推進

男女共同参画基本計画の策定

男女共同参画意識の高揚 教育と啓発活動の推進社 会 参 画 の 促 進 就 業 環 境 の 整 備

■男女共同参画

男女が社会の対等な構成員 として、社会のあらゆる分 野の活動に参画する機会を もつことにより、均等に利 益を享受し、責任を担うこ と。

■ライフスタイル

生涯の生活設計に沿った生活様式のこと。衣食住に限らず、人生観、人とのつきあい方、仕事のやり方、休暇の過ごし方など、すべての生活感覚がまとまって、着るものやインテリアなどに反映してひとつの形を作っている状態。



(1) 男女共同参画基本計画の策定

・職場・家庭・地域・学校などあらゆる分野において、男女に平等な参画 し活動できる男女共同参画社会を実現するための指針として「男女共同 参画基本計画」を策定します。

(2) 男女共同参画意識の高揚

①教育と啓発活動の推進

- ・性別による役割分担意識に基づく社会システムや価値観を見直し、男女がお互いに対等なパートナーとして職場・家庭・社会に参画できる条件を整備するため、職場・家庭・地域・学校などあらゆる分野における教育・啓発活動の推進を図ります。
- ・男女共同参画社会構築に向けた運動を、子育て支援活動・人権教育と合 わせ積極的に展開します。

(3) 社会参画の促進

①就業環境の整備

・企業における男女共同参画の推進を図ります。

- ○誰もが性別による差別的な取扱を受けない、男女の人権を尊重しましょう。
- ○あらゆる分野において、男女に平等な参画機会の確保に努めましょう。
- ○あらゆる分野において、男女が対等な構成員として尊重し合い、責任を分かち合いましょう。

3 高齢者・障害者が活躍する社会の形成

現状と課題

- ○平成14年4月1日現在、村の高齢化率は27.7%ですが、高齢化の伸びとと もに、健康で元気な高齢者も年々増加しております。
- ○これらの高齢者は、健康づくりや社会への貢献、生きがい対策などの理由 により、地域や社会へ高い参加意欲を持っています。
- ○そのため、高齢者が今まで培ってきた知識や経験・技能等を活かして、地域や社会へ積極的に参画できる支援や体制づくりが必要です。
- ○障害のある人々が、家庭や地域の中で当たり前の生活ができる社会づくりのためには、様々なニーズに対応したサービスの提供や支援が不可欠です。

施策の体系

高齢者・障害者が 活躍する社会の形成 高齢者が活躍する社会づくり

障害者の社会参加の促進

施策の展開

(1) 高齢者が活躍する社会づくり

- ・高齢者のスポーツ大会を通じた、健康づくりを推進します。
- ・高齢者クラブの活動を助長し、地域における高齢者の生きがいと健康の 増進、社会奉仕活動への支援を行います。
- ・公民館と連携を図り、生涯学習の機会や仲間づくりを推進し、健康の保 持や社会参加を促します。
- ・保育園児や小中学生との世代間交流を通じてコミュニケーションを図る とともに、高齢者の卓越した技能と豊かな知識を公民館に登録し、機会 あるごとに若い世代に継承していきます。
- ・年々増加する老人世帯や一人暮し世帯に対して、地域ぐるみの交流や援助ができるような啓発をします。
- ・県事業の老人大学への受講を積極的に推進するとともに、同大学の卒業 生には、地域の高齢者の指導者として活躍いただけるよう啓発します。
- ・シルバー人材センターへの支援を通じ、高齢者の雇用の確保や雇用環境 の整備を促進します。
- ・高齢者が支障なく利用できるよう老人憩の家や、勤労者福祉センターの 改修を図ります。

■シルバー人材センター 60歳以上の会員が、地域の 臨時、短期的な仕事を有償 で引き受け、地域社会のた めに役立てようとする自 主・自立・互助の会員組織。



(2) 障害者の社会参加の促進

- ・障害者の住宅改造、社会活動の促進、希望の旅事業など、障害者の生活 圏拡大のための支援を図ります。
- ・障害者が支障なく利用できるよう老人憩の家や、勤労者福祉センターの 改修を図ります。
- ・知的障害者や精神障害者のための生活寮やグループホームなどの共同住 宅を研究します。

村民の協力と役割

(1) 高齢者が活躍する社会づくり

- ○自分の体力に合ったスポーツに取り組みましょう。
- ○高齢者クラブへ積極的に加入し、各種の事業や行事に参加しましょう。
- ○生きがいのある人生を送るため趣味を活用したり、公民館学習会や世代間交流の場へ積極的に参加したりしましょう。
- ○近所の老人世帯や一人暮し世帯に対して、地域ぐるみの交流や援助を進めましょう。
- ○老人大学やシニアリーダー実践講座に積極的に参加しましょう。

(2) 障害者の社会参加の促進

- ○障害者に対する理解を深め、障害者が地域のなかで当たり前の生活ができる環境づくりに努めましょう。
- ○障害者とのふれあいや交流を地域で促進しましょう。
- ○障害者自身も積極的に住民参加や地域活動への参加を心がけましょう。

■グループホーム

地域において共同生活 (5~9人)を営もうとする精神障害者・知的障害者の方に対し、共同住居に世話人を配置して、食事の提供、相談その他の日常生活上の援助を行い、自立の助長を図るための施設。

4 ボランティア・NPO活動の振興

現状と課題

- ○ボランティア活動などの社会貢献活動を促進するため、平成10年3月に特定非営利活動促進法(NPO法)が公布され、平成10年12月1日から施行されました。
- ○地域社会の中でお互いに助け合い、また、社会に貢献したいという意識からボランティア活動が広がりを見せており、今後のむらづくりにおいては、ボランティアやNPOなどの役割が重要になるといわれています。
- ○ボランティアとは、自発的な意志で活動すること、活動する人という意味で、積極的に社会と関わりを持ち、より良い社会を築いていくために、自分の意志で参加して行動することをいいます。
- ○NPOとは、営利を目的としない民間の団体のことで、NPO法の目的はボランティア活動を行う住民団体に法人格を付与し、その活動を促進することです。従って、NPO活動は法人としての活動により、ボランティア活動をより進化させたものといえます。
- ○近所の援助が必要な方への「思いやり」や、「助け合い」が自然発生的に できる地域社会の構築とそうした社会奉仕活動のできる人材の育成や掘り 起しが急務です。

施策の体系

ボランティア・NPO-

ボランティア意識の高揚

活動の振興

ボランティア活動の支援と育成



(1) ボランティア意識の高揚

- ・ボランティア・NPO活動の情報を積極的に提供します。
- ・地域での「思いやり」や「助け合い」の心を育むための教育や啓発を関係する機関と連携して取り組みます。

(2) ボランティア活動の支援と育成

- ・ボランティアニーズの掘り起しのために、アンケート調査を実施すると ともに、人材の発掘や育成にも取り組みます。
- ・既存のボランティアグループやNPO法人へ情報提供などの支援を図るとともに、新規グループや新規法人の立ち上げを促進します。

- ○誰もが、「できることから始めよう」という意識を持ちましょう。そして、 行動しましょう。ボランティアは何と言っても自発性が大事です。
- ○自分の身の回りや、隣近所をよく観察しましょう。援助が必要な部分が見 えてきます。ボランティアを始めるきっかけは身近にあります。
- ○一口にボランティアといっても、その活動分野は様々です。要は自分の能力に合った事をいかに見いだして、行動に結びつけるかです。



5 国際性豊かな地域づくり

現状と課題

- ○本村では、中学生や若者の海外派遣や外国語教室などを実施し、国際化への対応を図ってきました。
- ○人・物・情報が日常的に活発に行き来する中で、諸外国の文化や生活習慣 に接する機会が増え、国際感覚の醸成が必要とされてきています。
- ○このことから、村民一人ひとりが国際社会の一員としての認識をもち、自 らの文化を大切にしながら、異なる文化や生活習慣などを認めあい尊重し あうことが重要となっています。
- ○また、外国籍村民の増加に伴い、外国人にも住みやすい国際性あふれる地域づくりを推進することが求められています。

施策の体系

国際性豊かな 地域 づくり

国際性豊かな―国際理解の推進

国際性豊かな人づくり

国際性豊かな地域づくり

施策の展開

(1) 国際理解の推進

①国際性豊かな人づくり

・世界的視野をもった人材の育成と国際理解に向けて、外国語教育の充 実やホームステイ等の実践的な取り組みを進めます。

②国際性豊かな地域づくり

- ・異なる文化や習慣・価値観等を相互に理解し尊重し合い、共生の心を 育てる交流やふれあいの機会を充実します。
- ・在住外国人への生活情報等の提供の充実を図り、外国人が暮らしやす い環境づくりを進めます。
- ・外国人居住者との交流の場や機会の創出に努めるとともに、国際交流 団体や村民が行う行事・活動を支援します。
- ・国際交流団体やボランティアの支援・育成に努めます。

村民の協力と役割

○異なる文化や習慣・価値観等を理解し尊重し合う心を養いましょう。



第2節 人権尊重の推進

1 人権教育の推進

現状と課題

- ○人権は、近代社会の原理として何人にも保障されている基本的な権利です。 日本国憲法においても、侵すことのできない基本的人権として保障されて います。しかし、我々の身の回りには依然として様々な人権問題が存在し、 不当な差別に苦しんでいる人々がいます。
- ○21世紀は人権の世紀と言われており、人権に対する国際的関心の高まりとともに、ボーダレス化が進展している今日、広く人々の間に共生の心を醸成し、人権意識の高揚を図ることが求められています。
- ○本村においても、すべての人々があらゆる人権問題を正しく理解し人権尊重の精神を身に付けるよう、今後とも啓発や教育を推進する必要があります。

施策の体系

人権教育の推進 人権教育の推進 学校等における人権教育 地域社会・家庭における人権教育 企業における人権教育

└─ 人 権 意 識 の 高 揚

施策の展開

(1) 人権教育の推進

- ①学校等における人権教育
 - ・人権尊重の教育により、児童生徒の豊かな心を育みます。
- ②地域社会・家庭における人権教育
 - ・社会教育及び公民館等のさまざまな学習機会を通して自らの人権意識 を高めます。
- ③企業における人権教育
 - ・適正な採用や待遇等に努めるとともに、人権教育の充実を図ります。

(2) 人権意識の高揚

・子どもや女性・障害者・高齢者・同和問題・外国人・犯罪被害者・HIV感 染者など社会全体のあらゆる人権問題を正しく理解し、すべての人々がお 互いの人権を尊重し、明るい社会を築いていくため、啓発資料の配布など 様々な方法で人権意識の高揚に努めます。

村民の協力と役割

- ○人権問題学習会等には積極的に参加し、正しい認識と理解を深めましょう。
- ○地域において、人権同和教育を推進しましょう。

■ボーダーレス

境界が薄れた状態。また、 そのさま。特に世界経済・ 情報通信・メディア・環境 問題など、国家の枠にとど まらない多様な事象や活動 についていう。

■HIV (エイズ)

免疫低下を起こすウイルスへの感染による免疫不全症候群。輸血や血液製剤などによる血液感染は薬害エイズとして社会問題になった。 近年、異性間性交による感染が増加している。

第3部 基本計画

第3節 生涯学習の推進

1 社会教育の充実

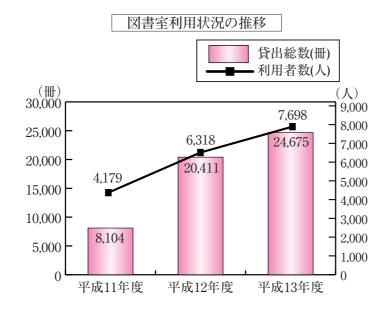
現状と課題

- ○ライフスタイルの多様化や高齢化・余暇時間の拡大により、村民の学習に 対する意欲は確実に高まっており、一人ひとりの能力を伸ばし、生きがい を持って充実した人生を送れるよう、生涯にわたって学べる環境の整備が 必要となっています。
- ○本村は、公民館が社会教育の中心的役割を果たしており、地域住民の学習の場として各種講座・学級等を開催し多くの村民に活用されています。今後ますます公民館の果たす役割は重要であり、村民の声を聞き、村民のニーズに合った学習の機会を提供するため努力しなければなりません。

総合福祉センター利用状況

| 区分/年度 | 平成11年度 | 平成12年度 | 平成13年度 |
|---------|--------|--------|--------|
| 利用件数(件) | 1,900 | 1,870 | 1,870 |
| 利用者数(人) | 15,300 | 15,000 | 15,000 |

(資料:教育委員会)



(資料:教育委員会)



施策の体系

社会教育の充実

学習機会の拡充 推進体制の整備— - 各種講座・教室の充実 - 生涯学習社会の確立 - 社会教育指導者の活用と育成

社会教育施設の充実社会教育活動の支援

施策の展開

(1) 学習機会の拡充

①各種講座・教室の充実

- ・住民が必要とする年代に応じた講座や学級を計画的に開催します。
- ・乳幼児を対象とした親子のふれあいの場を提供し、子育て環境の充実を 図ります。
- ・学校週5日制を受け、少年期を対象とした事業を充実します。

(2) 推進体制の整備

①生涯学習社会の確立

- ・幼児教育・学校教育・社会教育の連携及び融合を図り、欠如しつつある 公徳心教育をふくめ、生涯学習社会の確立を目指します。
- ・住民の生きがい活動を促進するため、情報の提供や相談体制の整備を図 ります。
- ・青壮年期を対象に学習意欲の啓発に努めます。
- ・高齢者の生きがい対策と世代間交流事業を推進します。

②社会教育指導者の活用と育成

・社会教育の各分野にわたり秀でた人材登録による有効活用と、指導者研 修等により長期的視野に立った人材育成を行います。

(3) 社会教育施設の充実

・緑に包まれた、村民の交流と憩いの場として、福祉センター・図書館の 機能を持ち、村の「文化の発信地・拠点」となる文化的施設の建設を図 ります。

(4) 社会教育活動の支援

・公民館分館の活発な活動を推進し、自主活動グループを支援します。

村民の協力と役割

- ○村民一人ひとりが生涯にわたり、生き生きと豊かでうるおいのある生活が 送れるよう、自発的に学習に取り組みましょう。
- ○地域社会の一員であることを自覚し、住みよいむらづくりに取り組みましょう。

■公徳心 社会生活の中で守るべき道 徳を重んずる精神。

2 学校教育の充実

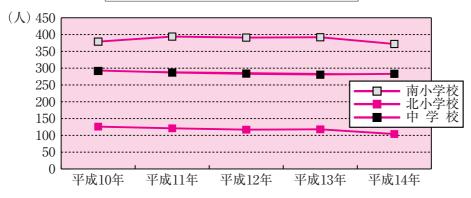
現状と課題

○少子高齢化・国際化・高度情報化・環境問題の深刻化などの社会情勢や学校週5日制による教育環境が変化する中、これらの変化を踏まえた教育の推進が求められています。

これからの学校教育のあり方としては、基礎・基本及び人間として「生きる力」の養成を重視し、生徒一人ひとりがのびやかに、且つ、逞しく育つ環境づくりが一層必要になります。

- ○自分の生まれ育った地域をよく知り、郷土に愛着の持てる教育が大切です。
- ○子供たちを取り巻く社会環境は厳しく、健全育成への取組みや金銭にかか わる教育が重要となってきています。児童生徒の実態にあった適切な指導 と、学校を中心として家庭と地域がより連携する必要があります。
- ○生活環境の変化により成人病の低年齢化や、心の悩みは多様化してきています。そのため健康管理指導や心のケアが大切になってきています。
- ○変化する社会情勢に対応するため、コンピューターなどの情報通信技術や、 国際化などに対応できる教育が必要です。
- ○学校施設のうち一部は老朽化しており、計画的な改築や大規模な改修が必要になってきます。
- ○北小学校の児童数が年々減少し、現行の 2 校制維持の是非が論議されています。今後の方向について村民の合意形成が課題となっています。

小・中学校の学級数と児童生徒の数



(資料:学校教育基本調査)

施策の体系

学校教育の充実

- 生きる力を育む教育の推進
- 地域に根ざした教育の推進
- 学校・家庭・地域の連携の推進
- 時代に対応した教育の推進
- 健やかな心身を育む教育
- 教育環境の整備・充実



(1) 生きる力を育む教育の推進

・ゆとりある教育活動を展開する中で、基礎・基本及び生きる力の養成を 重視し、社会変化に柔軟に対応できる能力や、心豊でたくましい人づく りをめざします。

(2) 地域に根ざした教育の推進

・村をとりまく社会・自然条件や、歴史的資源、将来構想等の教材を積極 的に活用して、郷土に愛着を持ち、地域の次代を担う子供たちを育てます。

(3) 学校・家庭・地域の連携の推進

・家庭や学校はもとより PTA・地区育成会活動を通して健全育成に努めます。また、生きる力を養うため、総合学習を中心に金銭教育を取り入れ、社会性を身につけます。

(4) 時代に対応した教育の推進

・時代の変化に適切に対応できる情報処理能力の習得や、外国語教育の充 実を図ります。

(5) 健やかな心身を育む教育

・児童生徒の健やかな成長を図るため、健康管理指導の充実や心のケアを 充実します。

(6) 教育環境の整備・充実

- ・学校施設は、中学校本校舎をはじめ老朽化した施設を順次計画的に整備 します。
- ・北小学校の児童数減少に伴う課題については、過去の経過や今後の児童 数の推移など簡単には方向づけできないむずかしい課題になっています。 小規模校のマイナス面はあるものの、反対に教師の「目」が行届くなど の良い面もあり、当面は現行の2校制を維持しつつ、引続き児童数など の推移を見守っていきます。

村民の協力と役割

- ○円満な家庭生活を通じ、子供の発育に応じた適切な養育を行いましょう。
- ○自ら教育問題や子育てについて学習を深めましょう。
- ○親子のふれあいを大切にしましょう。
- ○地域活動を通じて、子供の教育にとってふさわしい地域環境を整備しましょう。

■総合学習

各学校が創意工夫し、特色 ある教育活動や、従来の教 科をまたがるようなテーマ に関する学習を行える時間。

第4節 青少年の健全育成の推進

1 青少年の健全育成

現状と課題

- ○近年、青少年による凶悪事件の多発や薬物の乱用、いじめや不登校の増加 など青少年を取り巻く環境は危機的な状況にあります。
- ○こうした背景には、社会の風潮や家庭・学校・地域社会等広範な領域にわたる様々な要因が相互に絡み合っており、問題への対処にあたっては村民 一人ひとりが自分自身の問題として捉え、それぞれの立場での自発的な行動が求められます。
- ○創造性と社会性のあるたくましい青少年を育成するには、地域ぐるみで青 少年を見守り、育てる体制づくりや青少年が興味を持って主体的に活動が できる場の提供が必要です。

施策の体系

青少年の健全育成

青少年健全育成活動の推進

青少年健全育成組織の充実

明るい地域づくり

- 社会参加と自主的活動の推進 -

一社会参加活動の促進

施策の展開

(1) 青少年健全育成活動の推進

①青少年健全育成組織の充実

- ・学校週5日制に伴い地域教育の場として、地区育成会の役割が重要になっており、地区育成会を校外活動の拠点として充実させるとともに、地域によって活動に差がある現状を改善していきます。
- ・地区育成会の未設置地区には、地区 P T A を足がかりに育成会の立ち 上げを実行できるような働きかけをします。
- ・青少年健全育成協議会を年1回開催していますが、この協議会も実効 性のある協議会となるよう工夫・研究を進めます。

②明るい地域づくり

- ・大人も子どももあいさつが自然に交わせるよう、地域や家庭で取り組 むための啓発・啓蒙します。
- ・青少年健全育成団体との連携を図りながら、有害な環境の浄化のため のパトロールや、非行防止に努めます。



(2) 社会参加と自主的活動の推進

①社会参加活動の促進

- ・青少年の文化活動やスポーツ活動を支援します。
- ・青少年と高齢者との世代間交流を促進します。

- ○家庭や地域でのあいさつを実践しましょう。
- ○将来を担う青少年を地域ぐるみで見守り育てましょう。
- ○地区育成会活動に積極的に参加し、活動を盛り上げましょう。
- ○家庭で正しいしつけを身に付けさせましょう。
- ○青少年の非行を見つけたら注意する勇気を誰もが持ちましょう。



第5節 スポーツと文化の振興

1 スポーツ振興

現状と課題

- ○高齢化の進展、余暇時間の拡大等により健康増進のためだけではなく、人 生を明るく豊かにするためスポーツに親しむ人が増加しています。
- ○村では、子供からお年寄りまで「村民みなスポーツ」を目指し、各種スポーツの底辺の拡大、レクリェーションスポーツの普及、各種大会の開催に力を入れてきました。
- ○スポーツを通じて「誰もが、いつでも、どこでも」気軽にスポーツが楽しめ、健全な心身を養い、共に励ましあえる仲間づくりや明るい健康な活力ある村づくりの実現を目指していくことが必要です。
 - ・軽スポーツ等の普及や少年スポーツクラブの育成指導を図り、生涯を通 じて健康で明るい生活が営めるような環境をつくることが必要です。
 - ・スポーツの技術のみならず、スポーツのあり方についても正しい知識の 普及に努め、スポーツ教室の開催や独自の地域スポーツ情報の提供を行 い、さらには地域スポーツ振興の推進役として指導者を養成していくこ とが必要です。
- ○長寿化の進展等によりウォーキングなど健康対策としての運動が普及され つつあり、今後積極的に取り組む必要があります。

体育施設利用状況

(単位:人)

| 区分/年度 | 平成9年度 | 平成10年度 | 平成11年度 | 平成12年度 | 平成13年度 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 村民体育館 | 35,525 | 30,762 | 31,811 | 33,161 | 35,986 |
| 村民運動広場 | | | 12,520 | 12,122 | 11,739 |
| ス ポ ー ツ 館 | | | 3,297 | 5,544 | 7,167 |
| マレットゴルフ場 | | | | 1,098 | 1,170 |



施策の体系

ス ポ ー ツ 振 興 <u>生涯スポーツの振興</u> スポーツ底辺の拡大 健康づくりの推進 スポーツ活動の充実 生涯スポーツ施設の整備

施策の展開

(1) 生涯スポーツの振興

①スポーツ底辺の拡大

- ・家族ぐるみで参加し楽しむことのできる種目を普及します。
- ・スポーツ指導員の養成等資質の向上を図ります。
- ・地域でのスポーツ教室を開催し、普及に努めます。

②健康づくりの推進

・健康維持対策の運動について施設整備とともに関連部局と連携を取り ながら積極的に取り組みます。

③スポーツ活動の充実

- ・各種スポーツ大会を年間計画に基づいて開催します。
- ・青少年のスポーツ活動の充実を図ります。
- ・高齢者・身障者のスポーツ振興を推進します。

④生涯スポーツ社会の実現

・生涯スポーツ社会の実現に向け、「総合型地域スポーツクラブ」の研究を進めます。

(2)スポーツ施設の整備

・既存のスポーツ施設の整備と運営効率化を図り、有効活用に努めます。

- ○自分の体力や適正に応じたスポーツを選択し、快適な生活と健康増進のため積極的にスポーツに取り組みましょう。
- ○家族ぐるみで軽スポーツに取り組みましょう。
- ○短時間の軽運動でも継続的に行うよう努力しましょう。
- ○体育施設は公共の施設として認識し、使用規則を守り大切に使用しましょう。
- ○スポーツの正しい知識を身につけ、指導者として地域スポーツ振興を図り ましょう。

2 文化財保護と地域文化の振興

現状と課題

- ○本村の歴史は古く、旧石器時代から人が住みつき、土地の利を生かした独 自のくらしを拓いてきたといわれ、村内各地から縄文時代の土器や土偶、 古墳時代の須恵器などが多数出土しています。指定された各所の文化財を はじめ天然記念物・史跡等を、文化財保護条例に基づき郷土の文化財とし て末永く保存し、後世へ継承していかなくてはなりません。
- ○文化財を保護し、郷土の歴史・文化などに理解を深め郷土に愛着を持つ心 を醸成していく必要があります。
- ○各地区を中心に行われてきた伝統芸能や文化的行事により培われた連帯や 協調性が、近年個々の趣味の多様化や就労条件等の社会情勢の変化ととも に希薄になりつつあります。

豊丘村指定文化財

| 種 | | 別 | 名 称 | 指定年月日 | 所在地 |
|----|-----|---|--------------------|------------|----------|
| 建 | 造 | 物 | 泉龍院山門 | S 57.12.15 | 河 野 |
| | // | | 慈恩院山門 | S 60. 4.16 | 伴 野 |
| | // | | 佐原観音堂 | S 60. 4.16 | 佐原 |
| 仏 | | 像 | 林薬師如来 | S 57.12.15 | 林 |
| | // | | 伴野阿弥陀如来 | S 57.12.15 | 伴野 |
| 石 | 造 | 物 | 慈恩院宝きよう印塔 | S 57.12.15 | 伴野 |
| 城 | | 跡 | 本城 | S 57.12.15 | 河 野 |
| 出 | 土 | 品 | 長頚壷 | S 57.12.15 | 歴史民俗資料館 |
| | // | | パン状炭化物 | S 57.12.15 | 歴史民俗資料館 |
| | // | | 線画入り小型土器 | S 57.12.15 | 歴史民俗資料館 |
| 古 | | 墳 | 大宮古墳 | S61.12.17 | 河野 (大宮) |
| | // | | 境なし古墳 | S61.12.17 | 柿 外 土 |
| | // | | 小野山第一号古墳 | S61.12.17 | 小園(小野神社) |
| | // | | 小野山第二号古墳 | S61.12.17 | 小園(小野神社) |
| 歴! | 史 遺 | | 河野人形頭 | S 60. 4.16 | 歴史民俗資料館 |
| 植 | | 物 | コブシ (タムシバ) の群生林 | S 60. 4.16 | 野 田 平 |
| | // | | クダザキ (ツツザキ) ヤマジノギク | S 57.12.15 | 標高800m以上 |
| | // | | ミヤマトサミズキ | H元. 4.13 | 標高800m以上 |
| | // | | トチノキ | H 3. 5.17 | 野 田 平 |



施策の体系

文 化 財 保 護 と 一 文化財の保護と活用 地域文化の振興

伝統文化の保存・継承 芸術文化事業の充実

施策の展開

(1) 文化財の保護と活用

- ・指定文化財等を地域の宝として保護するとともに歴史資料の収集と活用 を図るため、歴史民族資料館の有効利用を図ります。
- ・文化財等について学習することにより郷土に愛着を持つ心を培い、文化 財に関する情報・研究成果などの資料を積極的に提供します。

(2) 伝統文化の保存・継承

・各地区を中心に行われる伝統芸能や文化的行事の担い手の育成や保存団 体などの活動に対し支援します。

(3) 芸術文化事業の充実

・豊かな情操を養い、創造力を高めるため、公民館・資料館を中心に音 楽・絵画などの芸術文化に接する機会の充実を図ります。

- ○郷土の歴史や文化を学び、郷土に対する理解を深めましょう。
- ○歴史民族資料により次代を担う子供達に郷土の歴史と生活の知恵を伝えま しょう。
- ○文化財等を後世へ継承することは重要な責務と認識し、その保護に努めま しょう。

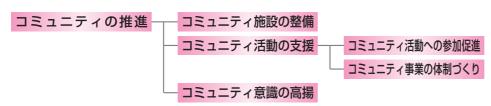
第6節 コミュニティの推進

1 コミュニティの推進

現状と課題

- ○農家の兼業化と村外への通勤者の増加、都市化による新住民の増加など、 住民にとって最も身近な集落・地区のコミュニティの状況が大きく変化し てきました。価値観や生活様式の多様化、地域の共同意識・関心の薄れ、 人間関係の複雑化などにより隣組・区などの地域の自治組織への未加入者 の増加、地域行事への不参加が増えています。
- ○村内には昔から多くの伝統芸能や文化的行事が各地区を中心に行われ、地域の連帯や協調性が培われてきましたが、近年個々の趣味の多様化や就労 条件等の社会情勢の変化とともに、これらの連帯・協調性が希薄になりつ つあります。
- ○今後、年齢・性別・国籍などにかかわらず、村内に住む人々が一緒になって快適・安全で住みよい地域、心の通い合った地域づくりを推進していく必要があります。

施策の体系



■コミュニティ活動 地域の人々がよりよい生活 条件や社会関係を実現する ため、職業や思想、信条を 超えてともに取り組む活動。



(1) コミュニティ施設の充実

- ・「家族・近隣・地域社会」人の和なくして良い環境づくりはありえません。 誰もが気軽に集まれるコミュニティ施設の充実を進めます。
- ・地域づくり事業やコミュニティ助成事業等の積極的活用を図ります。

(2) コミュニティ活動の支援

- ①コミュニティ活動への参加促進
 - ・新規定住世帯等に対し隣組などへの加入の働きかけを行い、コミュニティ活動への参加を促します。
- ②コミュニティ事業の体制づくり
 - ・公民館活動や保健・福祉・環境など地区での事業との連携・調整を図り、コミュニティ事業が有効に展開できる体制づくりを進めます。

(3) コミュニティ意識の高揚

・価値観の相違を認め合いながら協調し合える地域づくりを進めます。

- ○地域の行事には積極的に参加し、コミュニティを推進しましょう。
- ○地域の課題を再認識し住みよい地域づくりを推進しましょう。